

茨城工業高等専門学校職員弔慰内規

〔平成2年9月10日〕
校長決裁

- 1 茨城工業高等専門学校の職員及び名誉教授並びに職員の家族が死亡したときは、予算の範囲内において、この内規により弔慰を表すものとする。ただし、この内規によりがたい事由のある場合は、校長及び事務部長で協議のうえ決定する。
- 2 弔慰基準は、次のとおりとする。ただし、結婚等によつて職員と同居中の義父及び義母については、職員の父母に準じて弔慰を表すものとする。

| 該 当 者 | | 弔 慰 基 準 | 名 義 者 等 |
|---------|-------|------------|---------|
| 職 員 | 校 長 | 弔電及び生花又は花輪 | 学 校 名 |
| | 本 人 | 弔電及び生花又は花輪 | 校 長 名 |
| | 配 偶 者 | 弔 電 | 校 長 名 |
| | 父 母・子 | 弔 電 | 校 長 名 |
| 名 誉 教 授 | 本 人 | 弔 電 | 校 長 名 |
| 元 職 員 | 本 人 | 弔 電 | 校 長 名 |

(注) 元職員については、連絡等があり確認できた場合とする。

- 3 (1) この内規は、平成2年9月10日から実施する。
(2) この内規は、平成9年6月10日から実施する。